

報告第1号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	5.10.31	円 768,201	令和5年6月19日、宮前区で、本市大型ごみ運搬車が、自転車を追い越そうと右に寄った際、右側車線を走行していた被害者所有の普通自動車に接触し、被害者を負傷させ、及び当該普通自動車を破損させたもの
2	環境局	5.10.31	円 350,729	令和5年8月5日、川崎区で、本市小型ごみ収集車が走行中、車線変更してきた被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
3	環境局	5.11.20	円 94,270	令和5年5月16日、川崎区で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の外壁に接触し、破損させたもの
4	環境局	5.12.4	円 48,960	令和5年4月5日、宮前区で、本市小型ごみ収集車が走行中、前方から自転車で走行してきた被害者を驚かせて転倒させ、負傷させたもの

5	環境局	5. 12. 12	円 1, 559, 630	令和5年6月17日、宮前区で、本市職員が、本市小型ごみ収集車から作業員の収集作業の状況を確認しようとして降車したところ、ブレーキ操作が不十分であったため、当該小型ごみ収集車が動き出し、当該坂道を下った先にある東京電力パワーグリッド株式会社所有の電柱に接触し、破損させた事件について、保険法第25条第1項の規定に基づく損害賠償請求権が行使されたもの
6	環境局	5. 12. 14	円 84, 000	令和5年9月8日、被害者宅先路上で、本市軽自動車、駐車しようとして後退した際、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの
7	環境局	5. 12. 25	円 73, 700	令和5年6月17日、宮前区で、本市職員が、本市小型ごみ収集車から作業員の収集作業の状況を確認しようとして降車したところ、ブレーキ操作が不十分であったため、当該小型ごみ収集車が動き出し、当該坂道を下った先にある電柱に接触して倒し、そのはずみで当該電柱から電線を引き込むための被害者所有の建物の金具等が破損したもの
8	環境局	6. 1. 16	円 448, 872	令和5年7月3日、川崎区で、本市職員が、作業を終え、本市小型ごみ収集車に乗車しようとしてドアを開けた際、当該ドアが、右後方から走行してきた被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
9	消防局	5. 12. 6	円 152, 592	令和5年9月29日、川崎区で、本市救急車が、方向転換しようとして後退した際、被害者所有の普通自動車に接触し、破損させたもの
10	消防局	5. 12. 21	円 230, 890	令和5年11月28日、川崎区で、本市はしご車が走行中、信号待ちのため一時停止していた被害者所有の大型トラックに接触し、破損させたもの
11	建設緑政局	5. 11. 2	円 151, 120	令和5年1月10日、不動ヶ丘公園で、被害者が歩行中、汚水ますの蓋に足を乗せたところ、当該蓋が傾いて転倒し、負傷したもの
12	建設緑政局	5. 12. 1	円 448, 640	令和5年4月22日、等々力緑地駐車場で、被害者所有の普通自動車が、グレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該普通自動車を破損させたもの
13	高津区役所	5. 11. 9	円 201, 532	令和5年7月11日、被害者宅先路上で、本市職員が道路の改良作業中、生コンクリートが飛散し、被害者宅敷地内に駐車していた被害者所有の軽自動車を汚損させたもの

14	高津区役所	6. 1. 18	円 8,185	令和5年10月2日、高津区で、本市職員が除草作業中、隣接する公園からはみ出して伸びた雑草のつるを引き抜く際、被害者所有の通信ケーブルを切断したもの
15	教育委員会	6. 1. 4	円 569,609	平成14年3月14日、市立学校の廊下で、給食の時間中、水たまりに足を滑らせた他の児童が、被害者の腕をつかんだため、被害者が転倒し、負傷したもの
16	教育委員会	6. 1. 4	円 533,930	平成22年12月1日、市立学校の体育館で、部活動中、他の生徒が振り上げたバドミントンのラケットが、被害者に当たり、負傷させたもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
70	4.6.23	坂戸小学校校舎増築その他工事	川崎市中原区丸子通1丁目640番地5 大山・沼田・露木共同企業体 代表者 株式会社 大山組 代表取締役 生井 賢一 構成員 沼田工業株式会社 代表取締役 沼田 順一郎 構成員 露木建設株式会社 代表取締役 露木 直巳	完成期限 令和6年 2月29日	完成期限 令和6年 3月29日	6. 1. 17	工事中の水路機能保全及び歩道等の安全性確保の検討に期間を要したため、完成期限の変更を行うもの。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	請求の要旨
1	6.1.12	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料245,666円、延滞金及び令和5年9月17日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月26,000円の支払を求めるもの
2	6.1.12	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料320,790円、延滞金及び令和5年9月4日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月28,900円の支払を求めるもの
3	6.1.12	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに滞納使用料116,766円、延滞金及び令和5年9月17日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月15,500円の支払を求めるもの
4	6.1.12	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和5年12月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月28,300円の支払を求めるもの
5	6.1.12	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び令和5年5月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月20,500円の支払を求めるもの